

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医経023
- (2) 調達件名及び数量 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座
SPF環境下における遺伝子改変動物飼育管理業務 一式
- (3) 業務期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務場所 受注者の保有する施設において行うものとする。

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 仕様書受注者の資格及び条件を満たす者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係
電話番号：06-6879-3045
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和4年4月1日（金）17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕 様 書

(一般事項)

1. 請負の表示 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座
SPF 環境下における遺伝子改変動物飼育管理業務
2. 請負場所 受注者の保有する施設において行なうものとする。
3. 請負期間 2022年4月1日～2023年3月31日
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 代金の支払 請負代金は毎月支払うものとし、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は、本仕様書により、本研究科消化器内科学講座から提供する実験動物を預かるものとし、請負期間中は別紙1「実験動物飼育管理業務詳細作業実施要領」に基づき飼育管理業務を行い、研究の遂行に資するものとする。
2. 業務にあたっては、本研究科消化器内科学講座の本業務を取りまとめている管理責任者との協議により決定した事項に従うものとする。
3. 実験動物の飼育に必要な薬品・飼料・消耗品等は、受注者側において用意するものとする。
4. 本業務遂行のために必要な部屋、用具等は受注者側において用意するものとする。
5. 実験動物の飼育に使用するラックは本業務専用を使用するものとする。なお、1ラックあたり最大30ケージ使用することとする。(1ヶ月に7ラック程度予定)
6. 本研究科消化器内科学講座から提供する実験動物(約35系統)を適切に飼育・繁殖管理し、研究に必要な匹数を適時、提供できる体制を構築できる者とする。
7. 受注者は、本業務を行うにあたり、動物実験の経験を有しているものに行わせるものとし、飼育施設及び実験施設に適切な資格(実験動物技術者2級以上)を有する者を1名配置するものとする。
8. 飼育施設については、本学よりおおむね80km圏内であること。

9. 現在の飼育施設からの動物の移動が生じた場合の配送費及びクリーンアップ（SPF化）等にかかる費用に関しては発注者が負担するものとする。
10. 受注者は、1ヶ月分の飼育管理業務に伴う請負完了報告書及び受託飼育状況表を作成し、管理責任者の確認を受けた後、大阪大学大学院医学系研究科事務部経理課外部資金第二係に提出するものとする。なお、上記報告書に記載すべき事項の詳細については、管理責任者との協議の上、定めるものとする。
11. その他詳細については、管理責任者及び本学係員との協議により決定するものとする。

（受注者の資格及び条件）

- ① 国立大学法人等の研究機関との間で、本仕様書に定める業務と同様の取引実績があること。
- ② 大阪大学が指定する微生物管理項目が統御された SPF 環境下での飼育が可能であること。（別紙2のモニタリング項目を満たすことが確認できる書類を提出すること）
- ③ 災害等で飼育が困難になった場合、微生物学的状態及び飼育規模を維持することが可能な代替飼育施設を自社内で有すること。

実験動物飼育管理業務詳細作業実施要領

1. 請負期間中は、下記の事項に留意し、適正な環境下において飼育管理するものとする。
 - ① 本学から提供する実験動物を、胚移植法による SPF 化後、完全隔離状態かつ微生物学的状態を維持し、SPF 環境下で飼育を行うこと。
 - ② 当該系統維持については、自然交配にて行うものとするが、自然交配において妊娠が確認出来ない場合は、以下の対応により系統維持に努めること。
 1. 可能な範囲で交配規模を拡大し、系統維持に努める。
 2. 雌雄の交配組み合わせを変更し、系統維持に努める。
 3. 巣箱等、繁殖環境の改善を実施し、系統維持に努める。上記、1～3 の対応後も自然交配における妊娠が確認できない場合、体外受精にて交配を行うものとし、当該系統維持に努める。体外受精の費用については、別途発注者と相談の上、決定する。
 - ③ 当該系統の♂が死亡等により、繁殖供給が不可能になった場合は、管理責任者との協議に基づき、バックアップ凍結保存胚からの個体化等により、当該系統の維持に努めること。凍結保存胚からの個体化費用については、別途発注者と相談の上、決定する。
 - ④ 実験動物を飼育するラック・ケージ・給餌器は、汚れ・破損・漏れ等がなく、消毒・滅菌された清潔なものを使用し、研究に支障が無いようにすること。
 - ⑤ 常に給餌の残量を点検し、不足量を補充すること。
 - ⑥ 給水は空糸膜フィルター処理水を充填した給水瓶を使用し、常に水が不足することのないように点検し、残量が少なくなった場合は給水瓶を交換すること。
 - ⑦ 飼育条件は、温度 $23.0 \pm 2^{\circ}\text{C}$ ・湿度 $55\% \pm 15\%$ の範囲を常に保つこと。
 - ⑧ 常に実験動物の外観症状をチェックし、受注者において異常と判断したものについては管理責任者へ報告すること。
 - ⑨ 別紙 2 に基づいて微生物検査を実施し、微生物学的統御の確認を行うこと。
 - ⑩ 実験動物は、必要に応じ、ケージを隔離・耳パンチ・断尾等を行うものとし、個体識別ができるように管理すること。
 - ⑪ 管理責任者との協議に基づき、動物の交配・妊娠確認・分娩・哺育・離乳・育成・搬入・殺処分（安楽死）を行うこと。
 - ⑫ 輸送の際は、滅菌済の輸送箱を使用し、専用空調車で輸送すること。
 - ⑬ 協議に基づいて実施した結果等については、その都度管理責任者へ報告すること。
2. 微生物検査において感染を疑う結果が得られた場合、直ちに管理責任者に報告し、協議の上その処置を決定するものとする。

微生物検査項目

検査項目	検査回数
Sendai virus	1 回／月
Mouse hepatitis virus	1 回／月
<i>Clostridium piliforme</i>	1 回／月
<i>Salmonella</i> spp.	1 回／月
<i>Citrobacter rodentium</i>	1 回／月
<i>Cornebacterium kutscheri</i>	1 回／月
<i>Pasteurella pneumotropica</i>	1 回／月
<i>Mycoplasma pulmonis</i>	1 回／月
消化管内原虫 (<i>Giardia muris</i> , <i>Spironucleus muris</i>)	1 回／月
Ectoparasites	1 回／月
<i>Syphacia</i> spp	1 回／月
Dermatophytes	1 回／月
<i>Pseudomonas aeruginosa</i>	1 回／月
<i>Entamoeba</i> spp.	1 回／月
<i>Helicobacter hepaticus</i>	1 回／月
LCM virus	4 回／年
Mouse adenovirus	4 回／年
Ectromelia virus	4 回／年
<i>Helicobacter bilis</i>	2 回／年
Murine norovirus	2 回／年
<i>Octomitus intestinalis</i>	2 回／年

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座
SPF 環境下における遺伝子改変動物飼育管理業務

請負代金額 飼育管理基本料金 (1 ラック 1 月あたり)

金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、請負代金額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 熊ノ郷 淳と受注者 との間において、上記の請負業務 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第 1 条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第 2 条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第 3 条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第 4 条 業務は、受注者の保有する施設において、これを行うものとする。
- 第 5 条 請負期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日とする。
- 第 6 条 受注者は、毎月の業務の完了後、業務完了通知書及び受託飼育管理状況表を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係へ提出するものとする。
- 第 7 条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第 8 条 契約保証金は免除する。
- 第 9 条 受注者は、発注者への事前の書面による承諾なく、この契約の履行の全部若しくは一部を第三者に委託し、又はこの契約によって生じる権利を第三者に譲渡してはならない。
- 第 10 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第 11 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第 12 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

2022年4月1日

発注者 大阪府吹田市山田丘2番2号
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科
研究科長 熊ノ郷 淳 印

受注者

第2号様式

見 積 書

調達番号：医経023

調達件名：国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座
SPF環境下における遺伝子改変動物飼育管理業務

見 積 金 額 金 円也（1ラック1月あたり）

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住所
会社名
氏名
電話番号

[印]

1. 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
2. 見積書の日付は、提出日を記載してください。
3. 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。